

# 市外施設の利用に必要な書類(新規)

(保育所・こども園保育認定)

お申し込みは、必ず受付期間内に！！

- ★ 受付期間は、施設や管轄市町村によって異なります。  
各施設・市町村にお問い合わせください。

## 【手続きに必要な書類】

<すべての人の提出書類> →  大和高田市役所保育幼稚園課へ書類を完備して提出してください。

- 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼利用申請書 ※マイナンバー記入(番号確認・身元確認書類の提示が必要)詳しくは、裏面をご覧ください。

- 保育理由証明書 [児童の保護者は必ず提出。65歳未満(S35.4.2以降生まれ)の同居の祖父母は、下記の区分に該当する場合は提出してください]

保護者等の区分	保育理由証明書	父	母	祖父	祖母	その他
会社等に勤務している人又は勤務予定の人	A 就労及び内定証明書					
内職をしている人	A 就労及び内定証明書					
自営業又は家族従事者の人	B 自営業申立書					
会社の経営者又は代表者	B 自営業申立書					
出産(予定)の人	D 傷病・心身障害・出産証明書					
障がいのある人	D 傷病・心身障害・出産証明書					
病気療養中の人	D 傷病・心身障害・出産証明書					
職業訓練学校等へ通学の人	E 就学証明書					
同居親族等の看護(介護)の人	F 看護【介護】証明書					
求職中の人	G 就労予定申立書					
災害復旧の人等	H 保育に係る申立書					

- 入所(園)申し込みチェックシート

<該当する人のみの提出書類>

- 児童扶養手当証書のコピー (収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため、新しく更新された証書が発行され次第、提出必要)
- 特別児童扶養手当証明書のコピー (収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため)
- 保育料等算定に係る事項の申出書 (収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため。児童扶養手当証書が発行されていないひとり親等)
- 障害者手帳、療育手帳のコピー (収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため)
- 在園証明書 (兄弟が幼稚園に在園している場合、保育料等が減額となる場合があるため)
- 生活保護受給証明書 (保育料等が減額となる場合があるため、大和高田市役所保護課の直近の証明が必要)
- 令和6年度市町村民税課税(非課税)証明書 (市で令和6年度市町村民税課税状況が確認できない人のみ)